

インボイス導入後における消費税免税事業者との取引のポイント

(税理士法人タックス総研 / 河瀬 幸夫)

1 インボイス制度

令和5年10月よりインボイス制度がスタートします。インボイス制度スタート後は、消費税免税事業者(以下免税事業者と表記)に支払った代金については消費税の計算上、仕入税額控除を適用することができません。つまり同じ金額を消費税課税事業者(以下課税事業者と表記)に支払った場合と免税事業者に支払った場合とでは、免税事業者に支払った場合の方が消費税負担が大きくなるということになります。

消費税負担の増加を避けるために免税事業者に対しさまざまな要請をすることが考えられますが、行き過ぎた要請をすると、独占禁止法にて禁止されている優越的地位の濫用に該当し、処罰される可能性があります。

本誌面では、優越的地位の濫用に該当しないようにするために留意すべき点等について解説します。

2 課税事業者になるよう要請する

現在免税事業者となっている取引先が課税事業者となれば、その取引先に支払った金額について仕入税額控除を適用することができます。そのため、その取引先に対し課税事業者となることを要請することが想定されますが、この要請を行うこと自体は優越的地位の濫用には該当しません。但し、取引の打ち切りを示唆して要請することは、独占禁止法の優越的地位の濫用や下請法の違反に該当する可能性があります。

3 値下げを求めて良いか

仕入税額控除を適用できないことで消費税負担が増加した場合に、免税事業者に対し値下げを要請しようとする事業者が現れることが予想されます。

インボイス制度の実施に伴って増加する消費税を応能に負担するために値下げを免税事業者に求める行為は優越的地位の濫用には該当しません。

ただし、消費税負担の増加額を超える値下げを求めた場合は、優越的地位の濫用に該当する可能性があります。

4 取引を停止して良いか

免税事業者に対し、課税事業者となることを要請し、又は値下げを要請しても免税事業者が応じない場合、そのまま取引を継続すると仕入税額控除を適用できず、消費税負担が増加することになってしまいます。

このような場合に免税事業者との取引を停止した場合は、優越的地位の濫用には該当しないと考えられます。

ただし、3で触れたように消費税負担の増加額を超える値下げのように、インボイス制度スタートに便乗した過度な取引条件見直しを求める行為については優越的地位の濫用に該当する可能性があります。

5 今から準備しましょう

2,3で触れた課税事業者への転換、値下げを要請された免税事業者が要請を受け入れた場合、免税事業者側でも消費税申告や原価・固定費等の見直し等の対応をすることとなります。これらの対応を適切にするためには準備期間が必要であると考えられます。免税事業者と思われる事業者が取引先となっている場合、その事業者との協議を今のうちから実施しましょう。

その他お知りになりたい事柄、ご質問がございましたらご連絡お待ちしております。

賃上げ促進税制の強化

(税理士法人タックス総研 / 小路 昌男)

令和4年度の改正により、賃上げ促進税制も改正されました。改正の背景としては、日本は諸外国と比べて平均賃金が伸びていない状況にあります。経済協力開発機構(OECD)の調査によると2021年の日本の平均賃金は34カ国中の24番目の位置にあり、上から2番目のアメリカとは2倍に近い差があります。国として今後は成長の果実を、従業員に分配し、未来への投資である賃上げを原動力としてさらなる成長につなげることが重要と考えて大幅な見直しが行われました。

今年度の改正点(中小企業向け)

①適用期限の延長 適用期限が1年延長され、法人は令和4年4月1日から令和6年4月1日までの間に開始する各事業年度。個人事業主は令和5年から令和6年までの各年が適応期間になります。

②改正内容

中小企業者向け		改正前	改正後
適用要件			
給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 1.5% 以上	変更なし
税額控除		控除率最大 25%	控除率最大 40%
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	変更なし
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	+10%	+15%
	上乗せ(教育訓練費)	雇用者全体の給与総額: 対前年度増加率 2.5% 以上 かつ 教育訓練費増加等の要件の充足※1	雇用者全体の給与総額: 対前年度増加率 2.5% 以上 +10% ※2 教育訓練費の対前年度増加率 10% 以上
控除上限額		当期の法人税額× 20%	変更なし

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件 ①教育訓練費の対前年度増加率10%以上 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要 ②中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止) ※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

雇用者全体の給与総額を2.5%以上増加させた場合の上乗せ措置が10%から15%へ引上げられ、給与増加額の30%が税額控除できるようになりました。さらに、社内研修などの教育訓練費を前年度と比べて10%以上増加させた場合には税額控除率が10%加算され、最大40%の税額控除が受けられるようになりました。ただし、当期の法人税額の20%までが税額控除の上限になります。

教育訓練費の上乗せ措置を適用する場合には、確定申告書に教育訓練費の明細書の添付が必要でしたが、改正後は明細書の保存で済むことになり、中小企業経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明も不要になりました。

雇用調整助成金等を受給している場合は計算に注意が必要です。適用要件に該当するかどうかの計算には影響しませんが、税額控除限度額の計算には適用事業年度及び前事業年度の雇用者給与等支給額からそれぞれの事業年度で受け取った雇用調整助成金等の金額を控除しなければいけません。

今回の賃上げ税制は改正前と比べて上乗せ措置は適用しやすくなり、最大控除率も増加しました。ご不明点がございましたらお気軽に担当者等へご連絡ください。

11月の税務・経営相談日

*当社は、無料で税務相談・経営相談を行っておりますので、税務相談に限らずいつでもお気軽にご相談下さい。また、お越しの際は電話でご連絡下さい。お待ちしております。

10 17 24
木 木 木



◆労務管理情報

変化がみられる副業に対する
考え方と国の動き

副業・兼業(以下、「副業」という)への関心が、労使ともに高まっています。実際に、従業員から副業することができるか、会社に問合せがあったり、一部の企業では解禁の方針を決めて動き出しているところもあります。以下では、副業に関する国や企業の動きについてみておきます。

1. 国としての副業の考え方

以前は、他社で就業し副業することについて、特に正社員については、企業の情報漏洩につながったり、自社の業務に専念できなくなったりすること等の理由から禁止や消極的な許可制としている企業が多くを占めていました。また、厚生労働省が公開しているモデル就業規則でも、従業員の遵守事項として「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」と規定されていました。

これが現在では、働き方改革実行計画における副業解禁の方針を踏まえ、考え方が見直されています。そして、現在公開されているモデル就業規則では、以下のように原則副業を認め、例外的に制限可能というスタンスの規定に変更されています。

(副業・兼業)

第68条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 会社は、労働者からの前項の業務に従事する旨の届出に基づき、当該労働者が当該業務に従事することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、これを禁止又は制限することができる。

① 労務提供上の支障がある場合

② 企業秘密が漏洩する場合

③ 社名や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合

④ 競業により、企業の利益を害する場合

2. 企業としての対応

企業側の副業のメリット・デメリットを考えると、メリットとして、従業員のスキルアップ、優秀な人材の流出防止、副業によって得た情報や人脈による事業機会の拡大等が挙げられます。その一方で、デメリットとして、過重労働や企業の情報漏洩、細かな労務管理、優秀な人材が本業を離れて副業先へ転職する可能性等が挙げられます。

副業に関しては、企業の考え方も従業員の考え方も過渡期であるものの、国の大きな方向性は副業をさらに促進していくことになっています。

今後は、従業員からの副業の問合せについて、禁止される理由や許可されない理由の説明が求められることも出てくるでしょう。企業として、どのように考えるかを改めて検討する時期が来ているのかもしれません。

国は、2022年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、企業に対し、副業の容認の有無、そして条件付きで認めている場合については設けている条件の内容を、自社のホームページ等で公表することが望ましいとしました。これは、就職先を選ぶ人からみて、副業に対する企業の考え方を分かりやすくすることを狙いとされています。

10日(木) ● 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 11日~17日 ● 税を考える週間 15日(火) ● 所得税の予定納税額の減額申請

30日(水) ● 所得税の予定納税額の納付(第2期分) ● 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

● 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

● 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

● 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

● 3月決算法人の中間申告(法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税)・・・半期分

● 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

● 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

11月中において都道府県の条例で定める日 ● 個人事業税の納付(第2期分)



楽しく! 優しく! 元気に! あなたの夢をサポートします!!

ヒューマン・サポート通信 No.163



経営支援 | 後継者育成支援 | WEB制作・更新 | 広告ツール制作 | 資産運用 | じぶん年金作り | メンタルサポート

社長の学びのための『社長の専門学校 富山分校』

どのような講座が学べるの?

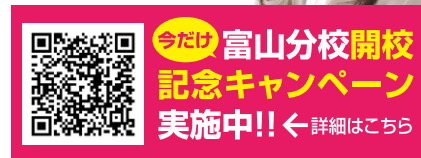
経営を学ぶといっても、経営の基礎から業務改善・融資など実践的な知識、知見を広げる為に+αで身に付けたい知識など様々な知識があります。社長の専門学校ではこうした様々な知識を**経営原則(基礎)**・**経営実学(実務)**・**経営雑学(知見を広げる)**の3分野に分け、幅広く経営を学べます。

今回は**経営原則**の講座を一部ご紹介します。

- コヴィー博士の7つの習慣
 - 売切りから月額継続課金モデルへの転換
 - お金に困らないための財務戦略
 - ワンマン経営VS民主主義経営
 - 管理コスト極小化のための8か条
- 詳細は、紹介動画をご覧ください

中小企業の経営者・後継者が
学び・集い・交わり・質問する場

社長の専門学校 富山分校開校!



〈ヒューマンスキルアップ〉メンタルサポート

「季節性うつ病」に注意

日照時間が短くなる10~11月は、心が落ち込む・集中力が欠ける・倦怠感に襲われる等の症状が起



りやすい時期です。このような症状に対して「季節性うつ病」という名称も付けられています。

季節性うつ病にはバランスの良い食事・軽い運動・人に相談する・やる事の整理といった事が効果的です。

社内でいつもと様子が違うと思う方には、声をかける・相談に乗るといったコミュニケーションを図り、季節性うつ病に負けない職場作りを心がけていただければと思います。

毎月3社限定 無料相談承ります

詳細はこちら <https://human-sp-mental.jp/blog/19216>



〈新サービス開始〉分割払いでHPを制作できます

エヌワンマネジメントグループのお客様限定

月額 **20,000円** (税別) から
ホームページが持てます!

ご成約特典
名刺または
ジョブカード
プレゼント!

月額	12ヶ月契約	月額	12ヶ月契約	月額	12ヶ月契約
20,000円	(税別)	25,000円	(税別)	30,000円	(税別)
コース	(税込22,000円)	コース	(税込27,500円)	コース	(税込33,000円)
制作費 114,000円 <small>(税込125,400円)</small> ホームページ(1ページ)		制作費 174,000円 <small>(税込191,400円)</small> ホームページ(1ページ) お問い合わせフォーム プロカメラマンによる撮影(2時間)		制作費・初期費用 234,000円 <small>(税込257,400円)</small> ホームページ(4ページ) お問い合わせフォーム プロカメラマンによる撮影(2時間)	
更新・メンテナンス12ヶ月分 126,000円 <small>(税込138,600円)</small> 情報の更新・SEO対策・メンテナンス		更新・メンテナンス12ヶ月分 126,000円 <small>(税込138,600円)</small> 情報の更新・SEO対策・メンテナンス		更新・メンテナンス12ヶ月分 126,000円 <small>(税込138,600円)</small> 情報の更新・SEO対策・メンテナンス	

*仕様や内容により変更となる場合があります。 ※納期については、ご相談の上決定させていただきます。
*12ヶ月の契約となります。次年度以降は月額10,500円(税別)(税込11,550円)で更新・メンテナンスします。

詳しくは弊社グループ担当者までお気軽にお問い合わせください
TEL 076-451-3312(平日9:00~17:30) 担当:見津(みつ)

エヌワンマネジメントグループ <https://n-one.co.jp>

税理士法人 タックス総研

社会保険労務士法人 タックス労務管理事務所

エヌワン行政書士事務所

株式会社 ヒューマン・サポート

株式会社 トリニタスジャパン

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-8868

〒930-0997 富山市新庄北町24番25号 TEL 076-471-8860

〒937-0807 魚津市大光寺1524-3 TEL 0765-33-5570

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-3312

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-471-8856

<https://www.ykc-g.com>

<https://taxromu.com>

<https://human-sp.net>

